

## 第1回宮城県総合教育会議 議事録

平成27年5月29日作成

- 1 会議名 第1回宮城県総合教育会議
- 2 開催日時 平成27年4月21日(火) 午後2時から午後3時10分まで
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎9階 第1会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者12名》
- 5 概要 以下のとおり
  - (1) 開 会
  - (2) あいさつ(知事:村井知事)
  - (3) 議 題(議長:村井知事)
    - ① 宮城県総合教育会議の運営について  
資料1-1・資料1-2・傍聴要領(案)に基づき説明(説明者:小林 震災復興政策課長)
    - ② 「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について  
資料2-1・資料2-2に基づき説明(説明者:小林 震災復興政策課長)
    - ③ 教科書の採択に係る基本方針について  
資料3に基づき説明(説明者:桂島 義務教育課長)
  - (4) その他
  - (5) 閉 会

### 1 開会【司会】

それでは、定刻となりましたので、はじめさせていただきます。

教育委員の皆様におかれましては、本日は、大変お忙しいところ、「第1回宮城県総合教育会議」に御出席をいただき大変ありがとうございます。

会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず次第及び出席者名簿、それから座席表の3枚と、資料といたしまして、資料1-1、資料1-2、資料2-1、資料2-2、資料3まで御用意してございます。

不足の資料がございましたらお教え願いたいと存じます。よろしいでしょうか。

また、本日は御発言用にマイクを用意しております。発言の際には、担当者がマイクをお渡

いたしますので、お知らせ願います。

また、本日の会議は、事前に御案内のとおり公開となっておりますので、御了承願います。  
それでは、ただいまから、会議を開催いたします。

開会に当たりまして、村井知事より御挨拶を申し上げます。

## 2 あいさつ（知事：村井知事）

本日は、大変お忙しいところ教育委員会の委員の皆様にご出席いただき、誠にありがとうございます。  
でございます。

昨年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、今年の4月1日より施行されたところでありますが、今回の改正に伴い、地方公共団体の長は、「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定と、大綱の策定に関する協議等を行うための「総合教育会議」の設置が義務付けられたところでございます。

法律改正の主旨の一つは、知事部局と教育委員会との連携強化ということですが、本県においては、これまでも教育振興基本計画の策定や、様々な施策の展開を通じて、家庭・地域・学校の強い絆のもとで、高い志を持った、心身ともに健やかな子どもたちの育成に向けて、一致協力して取り組んでまいったところでございます。

また、東日本大震災後は、学校で学ぶ全ての子どもたちが、安心して学べる教育環境を確保するため、安全・安心な学校教育の確保、家庭・地域の教育力の再構築、生涯学習・文化・スポーツ活動の充実を柱として共に取組を進めてきたところでございます。

法律の改正はありましたが、私の教育行政に対するスタンスは基本的にこれまでと変わりませんので、これまでどおり互いに緊密なパートナーシップのもと、教育委員会の皆様方と力を合わせて本県の教育行政を推進してまいりたいと考えております。

本日の会議は、大綱の策定に向けた第1回目の会議となりますが、改めて教育政策の方向性を共有するとともに、委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、どうか、限られた時間ではございますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

## 3 出席者紹介【司会】

本日は、初めての顔合わせでもございますので、最初に教育委員の皆様から、一言自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、はじめに、庄子晃子委員長からお願いいたします。

### 【教育委員長】（庄子委員長）

教育委員長の庄子でございます。よろしくお願い申し上げます  
委員長として3年目、教育委員として4年目になります。  
よろしくお願い申し上げます。

### 【司会】

続きまして、佐竹えり子委員長職務代行をお願いいたします。

**【教育委員】**（佐竹委員）

こんにちは。

平成21年に教育委員の任命を頂戴いたしまして、現在で5年目になります、佐竹えり子でございます。どうぞよろしく申し上げます。

**【司会】**

続きまして、伊藤均委員長職務代行をお願いいたします。

**【教育委員】**（伊藤委員）

こんにちは。伊藤でございます。

私は、長女が高校に入学いたしました際に御縁がありまして、3年間卒業するまでPTA活動に参画をさせていただいておりました。たまたま入学した学校は、県連の事務局校だったために、県高P連、六県の高P連、そして全国のPTAの会合や事業に参画する機会があったものですから、今ではすっかり教育の「教」となると、自然に体が反応してしまっております。

教育委員を拝命いたしましたのは、平成24年の10月でございますので、先月でちょうど2年半が経過した訳でございます。本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

**【司会】**

続きまして、遠藤雄三委員をお願いいたします。

**【教育委員】**（遠藤委員）

遠藤雄三でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

小学校の教員、特別支援学校、知的障害のある成人通所施設を経験しました。

教育委員を拝命しまして2年半、3年目でございます。よろしく申し上げます。

**【司会】**

続きまして、奈須野毅委員をお願いいたします。

**【教育委員】**（奈須野委員）

栗原市の方で会社を経営しております、奈須野毅と申します。

2013年の9月から教育委員を拝命いただきました。

私自身、大学生の子どもが二人、そして高校生が一人おります親でございます。保護者として、その目線によって教育行政に携わっていきたいと思っておりますので、本日は、どうぞよろしくをお願いいたします。

**【司会】**

続きまして高橋仁教育長をお願いいたします。

**【教育長】**（高橋教育長）

教育長の高橋でございます。よろしくをお願いいたします。

**【司会】**

ありがとうございました。  
皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

—以下議事—

**4 議題**

**【司会】**

会議の進行等について御説明いたします。

法律では、本会儀の招集については知事が行うこととなっておりますが、議長については特段定めはなく、「会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」とされております。

従いまして、本日は「総合教育会議の運営について」を最初の議題とさせていただきます。

議長が決まるまでの間につきましては、知事を、仮の議長として、議事を進めさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

それでは、これより先は、村井知事に進行をお願いいたします。

**【議長】**（村井知事）

「仮議長」の村井です。議長決定までの間、会議を進めさせていただきます。

それでは、議題に従って進めてまいります。

最初に、議題（１）「宮城県総合教育会議の運営について」説明をお願いします。

**【説明】**（小林震災復興政策課長）

震災復興政策課長の小林でございます。

それでは、議題（１）宮城県総合教育会議の運営について、御説明申し上げます。

お手元の資料１－１「『宮城県総合教育会議』について」の資料を御覧ください。

はじめに、総合教育会議の開催の経緯でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が昨年６月に公布され、本年４月１日から施行されたことに伴い、地方公共団体の長に対し、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることと、大綱の策定に関する協議等を行うための「総合教育会議」を設けることが義務付けられたことから、本日、第１回宮城県総合教育会議を開催するものでございます。

次に、１の「総合教育会議における協議・調整事項」につきましては、３つの事項が法律で定められております。

一つ目が（１）の「大綱の策定に関する協議」、二つ目が、（２）の「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策」、三つ目が、（３）の「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害

が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」であります。

次に、2の「構成員」につきましては、「地方公共団体の長」である知事と、「教育委員会」であります。

次に、3の「総合教育会議の位置付け」であります。総合教育会議は、知事及び教育委員会の協議及び調整の場であり、それぞれの執行権限に関して決定を行う機関ではないものとされております。

なお、総合教育会議において調整が行われた事項については、それぞれが尊重義務を負うこととされております。

次に、4の「宮城県総合教育会議の運営（案）」につきましては、次ページになりますが、資料1-2「宮城県総合教育会議運営要綱（案）」を御覧ください。

法律上、総合教育会議の運営に関して必要な事項につきましては、総合教育会議が定めることとされておりますことから、この「宮城県総合教育会議運営要綱（案）」をお諮りするものでございます。

主な内容について御説明いたします。

まず、第2条の会議の「開催時期」につきましては、原則として毎年4月及び10月の2回を目途として開催することとしております。また、知事は、必要に応じて総合教育会議を開催することができるものとしております。

次に、第3条の「招集」につきましては、法律で、知事が総合教育会議を招集するものとされておりますので、その手続きを定めているとともに、教育委員会が協議する必要があると思料するときは、知事に対し、会議の招集を求めることができることとしております。

次に、第4条の「議長」につきましては、知事になるものと定めております。

次に、第5条の「会議の公開」につきましては、法律に基づき、(1)非開示情報等が含まれる場合及び(2)公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合など、ここに記載されているものを除き、原則として公開するものとしております。

次に、第6条の「議事録」につきましては、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとしております。

次に、第7条の会議運営の「事務局」につきましては、震災復興・企画部震災復興政策課に置くこととしております。

なお、次のページに「傍聴要領（案）」を添付しておりますので、併せて御審議いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

**【議長】**（村井知事）

今の説明につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

<質問無し>

よろしいですか。

それでは、議題（１）「宮城県総合教育会議の運営について」は、提案どおりとさせていただくこととしまして、これ以降は運営要綱に従い、私が「議長」として、議事を進めさせていただきます。

それでは、議事を進めるに当たり、改めて御挨拶申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、４月１日から法改正が行われ、総合教育会議の設置が義務付けられたわけですが、この会議は、知事と教育委員が率直に意見を交わすことができる場であると認識をしております。

これまで、教育委員の皆様と、直接会議の場で意見交換などを行うことは、それほど多くあったわけではございませんので、その意味でもこの会議は貴重で、大切な場になるものと考えております。

積極的に意見交換をしてみたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題（２）「『教育等の振興に関する施策の大綱』の策定について」説明をしてください。

#### 【説明】（小林震災復興政策課長）

それでは、議題（２）「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について、御説明申し上げます。

資料２－１「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定についてを御覧ください。

はじめに、「教育等の振興に関する施策の大綱」を策定する理由ではありますが、「総合教育会議」の設置と同じく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされたものであります。

次に、１の「大綱の定義」ではありますが、大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針と定義されております。

次に、２の「大綱の策定に関する基本的な考え方」ではありますが、大綱の策定については、地方公共団体において、既に教育振興基本計画を定めている場合、その中の目標や施策の根本となる方針を大綱と位置付けることができるものとされております。

しかしながら、本県の教育振興基本計画については、平成２２年３月に策定後、既に５年以上が経過していること、また、東日本大震災の発生等により、本県の子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化していることなどを考慮いたしまして、現在の教育振興基本計画を土台としつつ、今般の制度改正を踏まえ、総合教育会議において協議いただき、新たに教育施策の大綱を策定するものであります。

次に、３の「大綱の体系（案）」につきましては、資料２－２「教育等の振興に関する施策の大綱」体系（案）を御覧ください。

大綱の体系（案）につきましては、「宮城県教育振興基本計画」を土台とし、「宮城県震災復

興計画」の教育分野を取り入れた形にしております。

資料では、左側に記載の「宮城県教育振興基本計画」及び「宮城県震災復興計画」と、右側に記載の「教育等の振興に関する施策の大綱」体系（案）との対応関係を示しております。

資料の右側を御覧ください。大綱の体系（案）として、5つの「基本方針」と7つの「基本目標」を掲げております。

この5つの「基本方針」につきましては、「宮城県教育振興基本計画」に掲げる4つの「目標」を位置付けるとともに、「宮城県震災復興計画」を反映し、「被災地の教育環境の整備と子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ること」を新たに「基本方針」の3に位置付けております。

また、大綱の7つの「基本目標」につきましては、「宮城県教育振興基本計画」に掲げる6つの「施策の基本方向」を位置付けるとともに、「基本方針」と同じく「宮城県震災復興計画」を反映し、「被災地における安全・安心な学校教育の確保」を新たに「基本目標」の4に位置付けております。

あわせて、生涯にわたる人間形成の基礎を築く幼児教育の重要性が高まっていることから、基本目標6に、「幼児教育の充実」を加えております。

「大綱の体系（案）」につきましては、以上でございます。

次に、資料2-1に戻りまして、4の「大綱の策定スケジュール（予定）」を御覧ください。

本日の御意見を踏まえまして、今後、大綱（案）の調整を行い、6月上旬に開催予定の第2回宮城県総合教育会議において、大綱（案）の内容を具体的にお示ししたいと考えております。

なお、大綱（案）の協議が整った場合には、6月中旬頃を目処に、大綱を決定する方向で、スケジュールを想定しているところでございます。

説明は以上でございます。

**【議長】**（村井知事）

ただいまの説明について、せっかくの機会でございますので、委員の皆様から御意見等を賜りたいと思います。

私の方からランダムに御指名したいと思います。

まず、伊藤委員いかがでしょうか。

**【教育委員】**（伊藤委員）

御説明ありがとうございました。位置付けは、よく理解できたつもりでございます。

私は、この基本方針の3に「防災教育の充実を図ります」ということで、しかも、アンダーラインで盛り込んでいただいたことについて、高く評価をしたいと考えております。

これまで県の教育委員会では、平成24年度から県内の全学校に対して防災主任を配置し、また、拠点校においては防災主幹教諭を配置するなどして体制整備に努めてきたところでございます。

一方、学校において、震災で避難所の運営という問題も出てきましたので、この点についても非常に貴重な経験を学ばせていただいたと認識しており、これを継承して、決して風化させ

ることのないように進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、教材面での一例ではございますけれども、昨年度は小学校3・4年生向けに、また今年度は1・2年生と5・6年生向けに防災用の副読本を作成いたしました。「未来へのきずな」というタイトルですが、年齢、学年に応じてきちんと理解できるように二年単位で、1・2年、3・4年、5・6年と分けて作成したものでございます。

これについては、今後は、中学校と高校の県内の全部の学校に作成して配布する予定であり、そのことで、年齢に応じて有効にこれを活用してまいりたいと考えております。

また、防災ということでもありますけれども、多賀城高校でございます。これは学校教育における防災の良い見本となるべき学校として位置付けておりまして、来年4月に多賀城高校に災害科学科を開設する予定でございます。

多賀城高校の位置する多賀城市でございますが、国土交通省東北地方整備局の機関、また陸上自衛隊多賀城駐屯地といった防災や減災について非常に造詣の深い機関も位置しておりますので、こうした中で地域の住民の協力もいただきながら地域一体となって防災教育の充実に努めるよう、開設に向けて準備を進めているところでございます。

また、皆様方御承知のとおり、先月3月14日から仙台市において国連防災世界会議が開催されました。これは世界187か国から6千5百名。また、期間中の関連行事には予想を遙かに超える15万6千名もの参加があったと報道等で承知しているものでございます。

私どもといたしましては、期間中の一般公開事業がこの時に4百件位ありましたけれども、これに対する県民の参加意識も非常に高いということも承知しておりますので、今後は、震災にあった時にいかにして自分の命を守るかということを、その時その時の判断ができるような力を御一緒に育ててまいりたいと考えております。

#### 【議長】（村井知事）

ありがとうございます。防災教育につきましては、私も非常に重要だと思っております、この大綱の中の体系にしっかりと位置付けたことは、私も非常に意義のあることだと思っております。さらにしっかりと踏み込んだ内容にしていきたいと思っております。

それでは引き続き、遠藤委員いかがでしょうか。

#### 【教育委員】（遠藤委員）

基本目標に「幼児教育の充実と家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」ということで、「幼児教育の充実」が強調されて入れてあることを、大変うれしく思います。

今までも、学校・家庭・地域の教育力を充実させて宮城の子どもを育てるという方針で行ってききましたが、幼児期の教育の大事さが明らかになり、県教育委員会としても「学ぶ土台づくり」として取り組んでいることは御存じだと思います。

「学ぶ土台づくり」を明確に打ち出すということになると思います。

小中学校・高等学校の教育活動が脚光を浴びる機会が多いのですが、その前の幼児教育が非常に大事だと思います。ちょうど教科の学習をする前の段階の幼稚園・保育所に入るまでの子どもの姿を見ますと、遊びでいろんなことを覚えていきます。赤ちゃんが生まれて、お母さんにあやされていろんな遊びを見て、覚えて、手伝ってもらって、例えば、積み木を積んでもらって崩して遊ぶということから始まって、自分で積んで崩して遊ぶようになる。一人遊びから



段々、友達と遊ぶようになります。遊びの中で子どもは、小さいときから自分のことも分かるし、友達との関わりも学ぶ。その中でルールや我慢など、社会性も分かってきます。小学校以降の学習の基礎が幼児期にはあると思います。また、心の発達だけでなく、体の発達もあります。寝ていた赤ちゃんが小学校就学の時期になれば、走ってリレーできるというくらいに、非常に変化が大きい時期ですから、環境を整えるのが非常に重要です。「安心して遊べる」、「安心して生活できる」という環境が「安定した心」を育てることに繋がります。「安心した場所がある」ことで家庭でも外でもいっぱい遊び、活動できるような子どもになります。

もう一点、子どもの発達が非常に大きく変化に富んでいるということと併せて、発達の早い遅いというのが一人一人によって大きく違います。幼稚園の先生・保育所の先生というのは一人一人の発達の進み具合によって声を掛けています。「おませだね」って言われるのは割と女の子が多いとか、虫を捕ったり戦いごっこをするような行動をするのは男の子が進んでいたり、同じことでも、同じ年齢でも発達の遅い早いというのは一人一人違う。そういう時期だからこそ個別に関わる必要があります。

宮城県で知的障害養護学校が義務化される前年の昭和53年、どの子ども学校教育を受けることになりましたが、何を指導するか手がかりの少ない時期に、子どもの発達の初期に遡って教育内容を探ったことを思い出します。障害のある子どもは幼児期と似ている点もありますが、障害があるためになお一層子どものニーズに応じて個別に関わらなければなりません。障害のある子の保護者は、障害のあることを嘆き、否定することから始まり、障害があってもありのままの子どもを受容するまで心理的に大きな試練を経験します。子どもにも保護者にも適切な支援が必要です。

このように、幼児期は心身ともに変化に富む重要な時期です。整いつつある教育相談体制を含めて、発達が不安定で揺れている子どもを支えること、子どもを支える家庭、両親を支援することなどを明確にする上で、また、幼児教育が学校教育の礎になっていることを強調する上で、「幼児教育の充実」を加えたことは意義があると思います。

#### 【議長】（村井知事）

どうもありがとうございます。

「学ぶ土台づくり」というのは、私の知事選挙の二期目のマニフェストに入れさせていただきまして、それを受けて教育委員会で一生懸命取り組んでいただいております。「幼児教育の充実」は私も自分が子育てをした経験もありまして、非常に重要だと思います。

知事部局としても、保健福祉部で所管をしております、「みやぎ子ども・子育て幸福計画」を策定しておりますが、こうした中にしっかりと書き込んでございますが、こういった会議ができましたので、教育委員会とより連携をとって「子どもの幼児教育」をしっかりと知事部局としてもサポートするように政策に反映していきたいと思っておりますので、いろいろ御指摘いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に教育委員長から、大綱全体について何か御意見ございましたら、この機会にお願いしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

**【教育委員長】**（庄子委員長）

今、伊藤委員、遠藤委員から新しい大綱の体系に関しまして、特筆すべきところをピンポイントでお話いただきました。ここで大綱（案）の全体を見てみますと、それが「宮城県教育振興基本計画」を基本として出来ていることが分かります。「宮城県教育振興基本計画」は、平成22年度から平成31年度に渡ってこの計画でやっていくということで、目標4点と施策の方向性6点を掲げています。その中には、今お話のあった小中高生の「志教育」、そして幼児の「学ぶ土台づくり」、それから「学校施設の充実」であるとか、先生方より良い「働きやすいシステムや場所」、さらには「親・地域の連携」といった内容が記されています。

実はここに持って参りましたものは、平成26年度版の『学校教育の方針と重点』という冊子ですが、「宮城県教育振興基本計画」もこの中に載っておりまして、私たちも日々それを見ながらチェックポイントを外さないようにやってきたつもりでおります。

子どもたちのことばかりではなくて、一生涯を通しての「生涯教育」ということで、勉強なりスポーツなりを続けて健康に生きるということも、その「基本方針」の中に入っております。

大綱（案）はそういうことを含めまして、さらに今回の大震災の経験を踏まえまして「宮城県震災復興計画」の中に特に盛り込まれております「防災」関連の事柄を加え、かつ時代がどんどん変わっていく中で、やっぱり人は赤ちゃんとして生まれて幼児として育て、その時の「親の愛情」、「地域の愛情」そういうことを踏まえて子どもたちが健全に育って行く中で小学校に入って、そして周囲の方々の優しい眼差しのもとで自分たちの生きる力というものを自ら育てていくように配慮していくというそういう総合的な在り方をさらに強く示していただいたのが、今回の「大綱」の体系であると思います。

教育委員会としましても、今回の提案を「良し」として、この方向で、より精度の高いものにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございます。

委員から評価する意見もいただきましたが、高橋教育長どうですか。

**【教育長】**（高橋教育長）

大綱（案）については、今、委員長からもお話があったとおりだと私も考えておりまして、是非この方向で、現在の教育振興基本計画そのものも、これを元にまた見直しが必要だと考えているところです。この辺のスケジュール感といいますか、そういったところについてはいかがお考えかというところを教えていただければと思っております。

**【議長】**（村井知事）

先ほどから説明されているように、教育振興基本計画は、平成22年度からスタートしておりまして、震災前に策定したものであります。各委員からお話いただいたとおり、震災後、子供や教育をとりまく環境がかなり変わってきているというのは御承知のとおりでございます。

こうしたことから、震災後の環境変化への対応を取り込む形で「大綱」を策定いたしまして、教育振興基本計画については、この「大綱」の方向性に沿って、できれば改定していければと思っております。

現行の教育振興基本計画は、知事と教育委員会が連携して「策定本部」を設置して、策定したわけでございます。

改定する教育振興基本計画についても、同様の形で「策定本部」を設置いたしまして、意見交換をし、連携して策定できればと思っております。

この機会に是非、今日はこのことを皆様に提案したいと思っておりますが、どうですか。

**【教育委員長】**（庄子委員長）

大変ありがたいことで、「宮城県教育振興基本計画」は平成22年度から平成31年度ということで計画したものですけれども、今回、このような知事との直接の意見交換ができる場というものが成立しましたので、これを機会に、それから震災の経験もありますので、改めて作り直す方向でよろしいかなと思っております。

その場合も、知事部局と私たち教育委員会との連携というのが大事だと思います。さらに「宮城の将来ビジョン」というものも平成19年度に作られておまして、それが平成28年度までの計画なんですけど、それも迫ってきておりますので、そういうものもあわせて、相互が良い関係といいますか、精神的にも理論的にも繋がるように作っていただきたいと思っておりますし、私たちも協力していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございます。

せっかくの機会ですので、他の委員の意見もお聞きしたいと思っておりますけれども、奈須野委員いかがでしょうか。

**【教育委員】**（奈須野委員）

改定していく教育振興基本計画でございますが、先程来、お話が出ているように前回の策定以降に東日本大震災が発生したということがあります。被災を受けて、現在も大きく生活環境が変わった家庭があったり、不慣れ不自由な生活を余儀なくされている子どもたちも多くいるということは、皆さん御存知のとおりだと思います。

また、それ以上に不登校の児童生徒の増加数の問題であったり、基本的生活習慣の確立、体力の低下など教育現場だけでは改善できない問題というのも現在はたくさん山積していると認識しております。そこで、教育の全ての原点となっている家庭で今現在、子どもたちを育てている方々によく意見を聞いて、保護者の視点ということを是非、計画に反映されるような工夫をしていただければと思います。

我々の目指す教育とは、「豊かな人間性」を築き、「高い志」を持ち、これからも宮城を愛し支えてくれる大人を育てていくことだと思っております。そのためにも、愛してやまない子どもたちを、多くのネットワークを駆使してたくさんの意見を集約して県民総意の「教育振興基本計画」を作っていただければと考えております。よろしく申し上げます。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございます。今の御指摘は、私も大変重要だと思っております。この構成を見ますと、先程、自己紹介がありましたように、奈須野委員は義務教育のPTAの代表。また、伊

藤委員が高校のPTAの代表をそれぞれ経験されたということもありまして、そういった意味では保護者の視点というものを入れるメンバーとして非常に整っていると私も思っておりますので、今回の教育振興基本計画の改定につきましては、保護者の視点をしっかり取り入れて幅広く意見を入れて取り組んでいきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

他に何かございますか。

**【教育長】**（高橋教育長）

私も、教育振興基本計画を改定するというので、それで良いと思うんですが、スケジュール感のお話の中で来年の今頃までと言われると事務局として一緒に進めていく関係上、ちょっと厳しいところもあるので少し時間的には余裕を、「大綱」は早めにご用意いただき、教育振興基本計画についてはじっくりと事務局と一緒に検討する時間もいただきたいということだけ、ここで御了解いただきたいと思っております。

**【議長】**（村井知事）

「宮城の将来ビジョン」それから「宮城県震災復興計画」、さらには地方創生の総合戦略計画も作らなければいけないということもありまして、そういったようなものも、みんな別々に作るのではなく、ある程度パッケージ化して作っていただくということを震災復興・企画部に指示しております。それにある程度足並みを揃えながら歩調をとっていただければと思っております。教育行政と我々知事部局の一般的な行政は不可分の関係でございますから、そういった意味では足並みを揃えて、多少、時期のずれはあったとしても拙速にやってみようかというふうなことをしていきたいと思っておりますので、その辺はよく意見のすり合わせをしていきたいと考えております。

その他、よろしいですか。

**【教育委員】**（佐竹委員）

まとめの後に大変失礼します。先程から皆さんの御意見を賜ってございまして、「学ぶ土台づくり」におけます「幼児教育の重要性」について、重要に思っているところで、遠藤委員からきちんとお話していただいたのですが、是非ここで最後に、子どもたちの遊びに対する意識というものを強く訴えていただきたい。遊びによっていろんな体験をしたり、想像力ができてきたり、発見があったりという遊びのワクワク感、その気持ちを後々の将来に小学校・中学校までワクワク感を持った学生生活に繋げていただきたいというのが私たちの望みです。

宮城県の場合はあまり体力が全国的にみて上位の方ではないのですが、体力をつけるための体育ではなくて、やはり体力のない幼児期からそういった遊びの中から学んでいくものだと、自然につくものだと私は認識してございまして、そのような体力でも何でも教え込むのではなくて、自分たちで自発的にできる、遊びから学んでいくということがとても大事じゃないかと

思っています。

それからもう一つは、孤立化を防ぐということです。幼児教育の中でもどうしても親子の中で核家族が増えたりということで、孤立化がありまして、親御さんたちが自分たちの子育てが正しいかどうかということの不安があったり、地域の方々を巻き込んだ一緒に遊ぶ場があったり交流の場といったものが、これからどんどん少なくなっていくように私は認識してございますので、そのような孤立化を防ぐ、親同士、子ども同士そして地域、全てが孤立化を防いでみんな地域全体で子どもたちを育てていく方向性を是非、作っていただきたい。

知事の「学ぶ土台づくり」のスローガンの「地域みんなで！子育ておせっかい♪」、あの言葉が私はとってもすばらしいと思いました。是非、迷惑だと思われても「おせっかい」ができるような、そんな教育を幼児期からしていただきたい、謳っていただきたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございます。私も大変重要な指摘だと思いますので、是非、大綱の策定の中でよく御議論いただきたいと思っています。

他によろしいですか。

<意見無し>

それでは、本日いただきました御意見を踏まえて、「大綱」の本文案を作成したいと思います。

運営要綱では次回の開催は10月を目途としておりますが、「大綱」について更に議論を進めるため、事務局の説明にありましておとり6月のはじめ頃に第2回目の会議を開催したいと考えております。

今年はちょっと例外的にということで、お許しをいただきたいと思っています。

そのような進め方でよろしいでしょうか。

<異議無し>

それでは、そのように進めさせていただきます。

議題（2）については以上とさせていただきます。

次に、議題（3）「教科書採択に係る基本方針について」であります。これは、教育委員会から説明をしていただきたいと思っています。

**【説明】**（桂島義務教育課長）

義務教育課長の桂島でございます。

それでは、議題（3）教科書の採択に係る基本方針について、御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

教科書の採択については、これまで法令や文科省からの通知に基づき適正に行ってきたところではありますが、教科書採択の重要性に鑑み、県教育委員会としての基本的な方針を明確に示したいと考えているところであります。

現在、県立中学校においては既に、教科書採択の基本方針を定めているところですが、その対象を県内全域の公立小中学校等に広げ、改めて県教育委員会として検討し、「教科書採択の基本方針（案）」を策定いたしました。

「教科書の採択に係る基本方針（案）」でございますが、県内の公立学校で使用する教科書の採択について基本的な方針5点を示したものであります。

1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定めた目的や理念を受けたものであります。

2点目は、我が県の教育振興基本計画や各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択を意図したものでございます。

3点目から5点目は、法令等に示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、公正かつ適正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したものであります。

この基本方針については、4月23日に開催する宮城県教科用図書選定審議会の諮問事項として御審議いただくことを予定しております。

なお、基本方針を受けた採択基準についても審議会に諮問し御審議いただき、選定資料作成の基準としたいと考えております。

その後、審議会の答申を経て、6月上旬には、県教育委員会より、各市町村教育委員会等に配布・周知することとしております。これを受け、各採択地区では8月末までに教科書の採択を行う流れとなり、県立中学校においても県教育委員会において採択を行うこととなります。

以上でございます。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

ただいまの説明について、補足事項等がありますか。

**【教育長】**（高橋教育長）

基本方針につきましては、ただいま、義務教育課長から説明があったとおりでございますが、従来、この部分については、これまで審議会に諮問しておりました採択基準の第1ということで書いていたものであります。前回の中学校の教科書の採択の時期以降、文部科学省からいろいろな通知も来ていること、そういった状況の変化等を踏まえて今回、基本的な方針ということで、公私を問わず教科書を採択する時に採択権者として基本的に押さえていただきたいことを県としてまとめてこのような形で示したところでございます。

今後、教科書の採択は、公立学校は市町村の教育委員会、或いは広域の会議で決めていくこととなります。

県の場合は、県立中学校が2校ありますので、それについては県の教育委員会が採択権者として、「基本方針」と併せて諮問します「採択基準」、それから今後作成する「選定資料」、そ

ういったものを参考にして採択をしていくことになります。以上です。

**【議長】**（村井知事）

よく分かりました。私も教科書というのは、子どもにとって最も重要な教材だと考えており、このような形で県教育委員会として基本的な方針を明確にして取り組んでいただくことは、極めて大切なことだと思います。

採択する権限は教育委員会に当然あるわけですが、皆さん、教科書をちゃんと読んでおられるのですか。勉強好きな伊藤さんどうですか。ちょっと聞いてみたいと思います。

**【教育委員】**（伊藤委員）

16階の教育委員の控室には、これまで全部の教科書が揃えてあり、手に取って読めるようになっておりますので、私たち委員の間でも時間をみて読むようにしているところでございます。

今回の分については、まだ手元に届いてない状況でございまして、それが見られるようになった時点で、今説明のあった基本方針に則って一冊ずつしっかり読んでいきたいと思っています。

**【議長】**（村井知事）

事務局、何月頃に届くんですか。

**【事務局】**（桂島義務教育課長）

4月末から5月始めに届く予定でございます。

**【議長】**（村井知事）

勉強好きな私にも、ちょっと見せていただきたいと思っています。

ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、教科書は大変大切なものと考えてございまして、県議会においても、これまで議論されてきました。

教育委員会におきましては、採択権者として、保護者の視点も取り入れながら、適正な採択がなされるよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

この件については、これでよろしいでしょうか。

<異議無し>

以上であらかじめお知らせしておりました議題についての意見交換は終了とさせていただきますが、もう少し時間があるようです。

委員の皆様から、本会議についてでも、教育行政全般についてでも結構でございますので、何か御発言がございましたら挙手をお願いいたします。

**【教育委員】**（佐竹委員）

ここで少しお願いというか意見というか、お話をさせていただきたいのですが、先程、奈須

野委員からお話が出ましたが、ご存じの通り本県は中学校の不登校生徒の出現率が全国ワーストワンという不名誉なデータが公表されてございます。

その不登校の原因は様々だと認識してございますが、その中に、やはり震災が原因と思われる児童・生徒も少なからず含まれているということは分かってございます。震災の影響による不登校児童・生徒というのは、震災後すぐに不登校になる児童・生徒もおりますけれども、その後、年月が経ってからPTSDが出てきて不登校になっているというケースもございます。

震災から4年が過ぎまして復興で明るいニュースが多い中、その裏側で未だに震災の影響に苦しんでいるという児童・生徒がいるということも事実でございまして、PTSD、それから住居その他の環境の変化というものに伴って、メンタル調整が中々できていないという児童・生徒が存在しているという現状があると思うんですね。その影響で本意ながら不登校になってしまっている子どもたちが居る中で、そのような児童・生徒の救済に取り組んでいる民間の法人等の団体がいくつかございます。

例えば、震災で家族を亡くした子どもたちとか、PTSDから不登校となった児童・生徒が安心して過ごせる場所を提供している「こころスマイルハウス」というところ。また、同じような境遇で住まいがきちんと確保されないというか、不安定になってしまっている子どもたちの住まいを提供するという「子どもの村東北」。その他にも調べてみましたら、結構、メンタルだけではなくて、「心のケア」、「居場所」、それから「教育支援」というような救済活動に従事してらっしゃるという民間の団体があるということがよく分かりました。

もちろん、本県の教育委員会でも、震災後、そのようなメンタルケアを重要課題として取り組んではございまして、「スクールカウンセラー」の配置や、先程、伊藤委員が申し上げましたように「防災主任」の設置とか、考えられる措置は一生懸命取っているところでございますけれども、このような結果を見ていくと、全ての児童・生徒がケアできているというふうには残念ながらいかないんだなと認識せざるを得ません。そこで、今、私たちはどんどん時間が経って来ていますが、いろんなアクシデントがまた起こってくる。それに適応していく、その度に対応していくことも大事だと思うのですけれども、今後またそのような今学校に通えている子どもたちが、またそのようなPTSDで通えなくなるというようなことにならないように、今後は、是非「スクールカウンセラー」の充実と継続も、時間が経っていくごとに少しずつ薄れるのではなくて、そういう子どもたちをきちんと最後の最後までケアできるような充実した「スクールカウンセラー」の継続と、もう一つは、先程から申し上げております、行政でケアしきれないところをサポートして下さっている民間の団体に向けての支援というものが、非常に重要ではないかというふうに、県としての支援というのが非常に大事なのではないかと思っております。

そのような支援をすることで、行政と民間と地域をひっくるめて子どもたちに向き合って、そして不登校児童が、震災によることもそうですし、不登校で本当に学校という現場に行きたい、その場所に行きたいのに行けなくなっている子どもたちのPTSDやメンタルケアから脱却して学校に来られるように、最後の最後まで私たちがケアしていくことに努めることも震災の復興の大きな重要な役割だと私たちも思っております。ですから、児童・生徒が震災によって心に負ってしまった傷が少しでも癒えるように、行政の連携並びに民間との連携、地域の連携というものを図って、そのためにどういうふうにすれば良いかということを考え、また、そういった尽力している民間の団体には是非、県からの支援もお願いしたいと思っております。



ざいますが、いかがでしょうか。

**【議長】**（村井知事）

非常に重要な御指摘だったと思います。

佐竹委員はライフワークとして子どもの心のケア、そういったサポートをずっとされておられますので、その成果と大変さをよく分かっておられると思います。

私も佐竹委員の活動を評価しております、佐竹委員ならではの御提案だと思います。しっかり受け止めたいと思います。

ただ、心のケアというのは当然ですが、スクールカウンセラーと人件費の問題もありまして、今は特例的な財源措置をされております。これが、今年度はいいんですけど、来年度以降どうなるかというのが非常に重要な問題でして、ハード事業をカットするというのはあるんですけど、ソフト事業がカットされる可能性もございますので、こういった事業費を確保するように努力するとともに、県としても頑張っておられる民間の方たちをサポートすることによって、民の力をうまく活用することによって我々の仕事をさらにスムーズにしていくようにするということが極めて重要だと思っておりますので、しっかりと行っていきたいと思っております。

また、不登校の問題について教育委員会において、「不登校対策推進協議会」を立ち上げて対応していただいておりますけれども、この協議会には知事部局から子育て支援課も参画をさせていただいております、全庁的な検討をしっかりと行っていこうと思っております。

ここでちょっと教育長に提案なんですけど、これまで私は教育委員会に予算を付けてますけれども、教育行政にあまり介入してはいけないと思って、あまり何も自分から積極的にあつたたい、こうしたいというようなこともしませんでしたし、ここにおられます皆さんや職員だけではなく子どもさん方へ、私が口を挟むことが逆に教育行政のマイナスになってはいけないと思って遠慮していた部分があります。しかし、こういう総合教育会議ができて、我々と皆さんと連絡・連携を密によりしなければならぬような環境になった訳でありますので、私としてもできれば、子どもさん方と接触する、そういう機会を持ってみたいと思っております。

これも今日、明日というわけにはいかないとは思いますが、できれば年度内に何か機会があった時に、そういう子どもさんと私が話をする。あるいは子どもさんから考え方を聞けるような、話を聞けるような場を設けていただきたいと思うんですけど、突然の話で申し訳ないですけど、どうでしょうか。

**【教育長】**（高橋教育長）

ありがとうございます。

今年度の事業については、既に固めている中ではありますが、子どもたちにとっては直接知事とお話をする機会はまずないわけですので、そういったことで知事と直接お話することのできることを学ぶことができると思いますので、御提案いただいたことについては大変ありがたいと思っております。

年間の事業の中でどういったタイミングでそれが可能なのか、早速、持ち帰って、担当に検討させたいと思いますが、知事と直接いろいろお話をする、あるいは知事に質問をして答えていただくということで、今イメージすると、やはり高校生くらいがいいのかなと思っております。

す。今の御提案を受けて、ひとまず高校段階でどういったことが今年度可能なのか、早速、検討させたいと思います。

次回のこの会議の時には、いつどういった内容で、ということでお話できるようにしたいと思います。

できるだけ実現できるように努力します。

**【議長】**（村井知事）

はい。ありがとうございます。

みんな政治家になりたいというようにならないように注意してください。

この前、お医者さんの卵の医師国家試験に受かってインターンで来られている人たち、全国から集まって来ている人たちの、スキルアップのために「医師育成機構」というのを作りまして、医師会と東北大学と医療機関と我々と4者で作りました、来た人たちに、2年間研修医に来ますから、なるべく宮城に残ってもらえるように「ウエルカムみやぎ」というのを行ったんですよ。

その前に、何年か前に私、東北大学の医学部の学生に対して「是非、宮城に残ってください」とお話しした時に、みんな、なんか、だらんと聞いてたんですよ。聞いているのか、聞いてないか分からなかったですね。もう私その態度を見てなんか人を馬鹿にしたような、もう自分の娘よりも年下くらいですから、ほんとにと思っていたんです。

この間の「ウエルカムみやぎ」に行ったら、東北大学の学生が来て、「知事さん、私、知事の話聞いて感銘しました」と、「是非、自治体病院で働こうという、そういう思いを持っています」と言うから、意外と効果があったなと思いました。

何が言いたいかというと、そういうような形で良い影響を与えるような話をさせていただきたいと思います。決して足を引っ張らないようにします。

**【教育長】**（高橋教育長）

ありがとうございます。

今話を聞いて改めて思ったのですが、実は高校教育課で「医師を志す高校生の支援事業」を行っています。これは、医師会の先生方に直接来ていただいて、地域医療を行っている方、産婦人科の先生など、いろんな方に来ていただいてダイレクトに高校生にお話をさせていただくんですね。

そうすると、「地域医療を是非やっていきたい」、「是非、医者になりたい」というモチベーションが大変上がって、すごく効果がある事業だと思っています。

これは、保健福祉部の予算も頂戴しながら行っているんですが、大変効果的な事業でありまして、我々としては、やはり現場で一生懸命行っている方のいろんなお話を聞くことが、高校生たちの志を高めることに繋がると思っています。

知事はまさに宮城をどうするかということで日夜奮闘されている存在ですので、まさに最前線で努力をしている人がどういう考え方で仕事をしているのかということをお話していただく機会というのは、大変、生徒たちにとっても、「知事になろう」と思うかは別として、そういったことを直接お話していただくのは、生徒たちにとってすごく良い経験になると思います。

ので、知事のお気持ちをしっかり受けて検討させていただきます。

**【議長】**（村井知事）

よろしくお願いします。

ちなみに皆様、東北歴史博物館で今、「医は仁術」というすばらしいイベントをやっていますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、予定の時間となりました。

まだまだ御意見はありますかと思えますけれども、今日はこの程度にさせていただきたいと思えます。

本日は大変お忙しいところありがとうございました。非常に実りのある会議だったと思っております。また、6月、楽しみにしております。よろしくお願いします。

それでは、事務局をお願いします。

**【司会】**

本日は、大変活発な意見交換をしていただきありがとうございました。

なお、第2回の総合教育会議の日程につきましては、改めて各委員の皆様に日程をお知らせいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして「第1回宮城県総合教育会議」を終了いたします。

ありがとうございました。

以上